

No.208
令和8年4月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 ☎(0241)23-3263
HPアドレス <https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行/北塩原村議会 編集/議会広報調査特別委員会

目次

全員協議会	2~6
第1回・2回臨時会	7
第3回定例会	8~12
令和8年度当初予算審議	13~17
議会映像配信のお知らせ	18~19
村政を質す(一般質問)	20~23
議会活動報告	24

議会だより

3月定例議会

持続可能な村づくりの推進へ
防災力の強化図られる



北塩原村議会映像のインターネット配信開始
～好きな時間に気軽にご視聴いただけます～

※ 詳しくは、18ページの議会映像配信のお知らせにてご確認ください



全 員 協 議 会

行財政上の重要問題として1月13日に、村全員協議会が開催され三つの事項について協議されました。

一つ目は、物価高騰が続くなか、村で国の補正予算を活用し、生活負担の軽減と地域経済の下支えを行うための緊急支援と継続支援の計画案について、二つ目は地域資源である「ラビスパ裏磐梯」の利活用についての経緯と再公募方針、そして三つ目は、実態のない法人に対する税務対応について、説明と協議がなされました。ここでは全員協議会での主な説明と、質疑についてまとめてお知らせします。

◆協議事項 ①

●北塩原村暮らしをまもる支援事業(経済対策)について

(1) 緊急支援(令和7年度実施分)

- 子育て世帯応援手当
こども1人当たり20,000円(所得制限なし)。
対象は0歳～高校生まで。
- 暮らしを守る緊急支援金
住民一人当たり20,000円(内訳:食料品分10,000円+燃料費分10,000円)。全村民が対象(基準日:令和8年1月1日)

(2) 継続支援(令和8年度実施分)

- 水道・下水道料金減免
基本料金全額を免除(6月～11月分想定)し、6月に予定されている下水道基本料金引上げの影響を緩和。対象は村内の水道・下水道利用者。

主 な 意 見

【問】鈴木 安奈 議員
物価高対応子育て応援手当について令和8年3月以降となつている理由は何か。

【答】保健福祉課長
物価高対応子育て応援手当の支給時期については、こちらがシステムを新たに構築する必要がありますが、補正予算成立後の作業となることを想定し、3月ということで見込んでおります。

【問】小椋 眞 議員
この灯油代と食料品代を合わせた2万円の支給は、物品でなく現金支給ということで、村民の皆さんが喜ぶ内容であり評価できるが、灯油代等と考えると1月、2月の寒いときに支給すべきであると考えるが、いかがか。

【答】村 長
今、ご提案申し上げました内容は、1月1日が基準日になることから、家族人数の調査等が必要であり、3月末という想定でしたが、早めに前倒しでできるように進めてまいりたいと考えます。

No.	支 援 名	支給・減免額	対象	実施時期
1	子育て世帯応援手当 (子ども1人あたり)	20,000円	0歳から高校生までの子を持つ世帯	令和8年3月以降 (予定)
2	暮らしをまもる緊急支援 (住民1人あたり) 内訳(1)食料品分 (2)燃料費分 (灯油代)	20,000円	北塩原村全村民 (基準日1月1日時点)	令和8年2月以降 (予定)
		10,000円	—	
		10,000円	—	
3	水道・下水道料金 基本料金減免	基本料金 (全額減免) (6月～11月分)	村内の水道・下水道利用者	令和8年6月～11月 (予定)



▲画像はイメージです

◆協議事項 ②

●ラビスパ裏磐梯の利活用について

◆経緯

過去に関心表明のあった企業は、無償賃借・譲渡など村の方針と条件の差異や自社の経営方針により関心表明を取り下げた。

◆主な理由

無償譲渡を前提とした希望と、村方針の不一致、企業側の事業戦略上の変更等

◆再公募(公募型プロポーザル方式)

企画力・技術力・実績を総合評価して選定。

◆公募期間

令和8年1月19日～令和8年3月1日。

◆条 件

現状有姿、建物は譲渡、土地は賃貸借等。

◆今後の対応

公募で事業者が見つからない場合、施設解体や「いこいの森全体の整備計画」見直しを検討。

主な意見

【問】小椋 眞議員

ラビスパの問題は、2年間かけて議論してきたが、2回の否決と2回の取り下げ、そして5回目でも何とか可決したという状況だ。この間、相当な損害が我が村に生じている。

また、令和7年2月4日の臨時会にて可決した補正予算のうち、ラビスパ裏磐梯の通電再開に係る点検経費等1,179万9,000円は、未だ実施されていない。

なぜこんな、無責任な予算取りがなされてきたのか。きちんと説明すべきと考えるが、いかがか。

【答】村 長

あの当時、再開に向けた準備をするということで、電気設備の準備資金として認めていただきましたが、キュービクルの盗難が発覚し、ご迷惑をおかけしたと感じております。

その補正をとった後の対応については、大変申し訳ございませんでした。

【問】小椋 眞議員

このラビスパの問題につ

いては、解体や、いこいの森全体の整備計画の見直しとあるが、あの建物を本当に壊すのか。それだけの財源はあるのか。

皆さんに了解を得て、そのまま置くことになるのではないかと。議会で決めたものを実施しないで、勝手にやってきたことが一番の問題と考える。

やめることが最終的に決まったから仕方ないが、これを公募して、本当に応募があると思っているのか。

【答】村 長

関係する業界の方々等に向けたホームページや建築新聞への掲載、あるいは関係する業界の方々に向けた募集要項の送付を考えており、3月1日の締め切りまで、鋭意努力してまいりたいと考えています。

【問】小椋 眞議員

解体するにしても、令和7年の9月定例会の温泉健康増進施設条例を廃止する条例の議案提出時の3社からの見積書は、副村長が頼んでとったという話を聞いたが、提出された金額で出来なかったら責任をとれるのか。

【答】副村長

今回の進め方につきましては、廃止条例を提案させていただいたときの協議結果の中で、もし、事業者が出来ない場合にはどうするか、その先々までの見通しを示せということでありました。

解体の見積りにつきましては、その当時の参考の見積金額というふうに理解しております。したがって、実行は公共単価等の設計を改めてする必要がありまますので、必ずしも金額に収まるかどうかは、設計しないと、現時点ではまだ分からないと思っております。

【問】小椋 眞議員

以前言ったのは、解体する金額の見積りを出しなさいと言っていたはずである。見積りというのは、これで見積るといえるものであり、概算だから適当でいいというものではない。概算という言葉も入れていなかった。では、予算案を間違えた時でも概算だからという説明で済ませるのか。

【答】副村長

お示した当時の状況としましては、解体費用を審

議いただくというような補正予算の提出の説明ではないと理解しております。

当時は条例を廃止するのにその先々の見通しとして、解体費用がおよそどのくらいかかるのか示せというふうに私は理解いたしましたので、それに基づく見積りということでもあります。

いずれにしても、議会にお示しする金額は正確でなければならぬということであり、私の答弁がそこは異なったことを申し上げたという点につきましては、申し訳ありませんでした。

【問】小椋 眞議員

これから再度募集をして、もしいかなかったら最終的に解体と書いてあるが、経費もかかり本当にできるのか。これが終わったならば株式会社ラビスパも終わらなければならぬ。ラビスパがないのだから、株式会社ラビスパが不要になるのではないか。

やはり、村長に申し上げたいのは、皆さんに納得して理解してもらう姿勢で答弁すべきということである。村長と副村長が協議しな

がら進めるくらいの仲でなければ、村は良くなる。副村長も反省していただきたいが、村長補佐というところで、村を発展するような話合いが必要と考える。我々もそのように進んでいくので、村も努力すべきと考えるが、いかがか。

【答】村 長

今後、より一層精進してまいりますので、ぜひとも皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

そして、株式会社ラビスパについては、今ラビスパ裏磐梯の指定管理以外にも、道の駅や物産館、あるいはいこいの森グリーンフィールド、こういったところを指定管理として事業を行っておりますので、その点についてはこのまま継続を考

【問】伊藤 敏英議員

私は、ラビスパをやめなくともいいと考えている。もっと小さくして、プールはやめるにしても、もっと小さくして村の方々が集まるところを確保しておくべきと考える。そして、料理人はたくさん要らないの

ります。

【問】 遠藤 康幸 議員

例えば、公募に応募する事業者があった場合、電源まで復旧すれば買ってほしいというような条件があった場合は、どのような対応をとるつもりでいるのか。

【答】 総務企画課長

公募をした際に条件が提示された場合ということですが、現状有姿ということの考えで進めてまいりたいと考えています。

【問】 遠藤 康幸 議員

今回、公募がなかった場合は、いこいの森の全体の整備計画の見直しの中に、施設解体もあるかもしれないが、一部だけでも残してやれないかという考えもあるのではないかとと思うが、いかがか。

【答】 村 長

現時点では、先ほど来話しをしているように公募し、公募がなければ解体の検討という流れで進めさせていただきたいと考えております。

【問】 鈴木 安奈 議員

私は、この公募に力を入れるべきと強く考えている。この3月1日という期限を

設けられているので、この期限までに精一杯行動を起こすべきであり、そうすることが村民の理解も得ることにも繋がるかと考えるが、いかがか。

【答】 村 長

これらを基に、先ほど来お話しをさせていただいたように、関係団体等を含め、トップセールスを通して、プレゼンテーションを積極的に行ってまいりたいと考えております。

【問】 鈴木 安奈 議員

一般的な感覚で言えば、多額な資金を投入し、利活用する企業というのは難しいように思う。新しいビジネスを展開しているようなベンチャー企業等への周知が必要と考える。

1カ月半もない期限のなかで精一杯努力すべきと考えるが、副村長はいかがか。

【答】 副村長

村の方針といたしましては、民間による施設の利活用ということが大きな方針でありますので、その目的に向かっています。努力していきたいと思えます。

◆協議事項 ③

●実質的に倒産している法人に対する課税について

◆現状
名義上は存続しているが事業実態がない法人（実態なし法人）が9社あり、固定資産税の納付書が所在不明で戻る等、課税が成立しにくいケースが発生している。

◆調査結果
9社のうち、金融機関から差押えがされている法人、所在不明の法人、裁判所で競売中の法人、代表者死亡で連絡不能の法人などが確認された。

◆今後の対応
・弁護士と協議の上、代表者死亡で連絡不能な法人等については、仮の代表取締役の選任申出などの法的手続きを行い、課税成立 → 滞納処分（差押～公売）を進めることを検討。
・概算費用：1,052,000円（裁判所への予納金等を含む見込み）
・必要に応じ空き家対策等の条例を活用した対応も検討。

主 な 意 見

【問】 伊藤 敏英 議員

資料に記載されている9社は、いつ頃から、どのくらいの滞納額になっているのか。

【答】 住民税務課長

滞納が始まった時期については、手元に資料がなく把握できておりません。申し訳ありません。

滞納額につきましましては、毎年不納欠損ということでの処理をしております、令和7年度におきましても不納欠損の処理により、滞納部分は消滅してしまう状況であるため、多いところで八十

数万円、少ないところで数万円程度という状況となっております。

【問】 伊藤 敏英 議員

これは何十年も前からの話だと思いが、督促や差し押さえなど、様々な対応はしたかと思うが、村ではどんな対応をとってきたのか。

【答】 住民税務課長

滞納法人、個人を含めまして法人であれば登記簿の調査、現在ですと預貯金の調査等を実施しております。督促状の送付もしております。

ですが、登記簿上の代表者に届かない場合、それ以上調査するすべがないため、調査が終わっている状況で

す。

また、当該土地、不動産については差押えはしておりますが、公売には至っておりません。

【問】 伊藤 敏英 議員

代表取締役は亡くなっているが、取締役とは連絡がとれるこの1社に、105万2,000円の経費を充てるということだが、この建物等に100万円よりも価値はあるのか。

【答】 住民税務課長

その建物、土地を含めますと100万円以上の評価としては残っております。

【問】 五十嵐 正典 議員

特定空き家等に係る所要の措置で、北塩原村空き家対策協議会の構成はどのようなメンバーからなるのか。

【答】 建設課長

村の空き家対策協議会の設置要綱があり、実際委員は10名で、会長に村長、専門的な建築、福祉、商工業関係、さらに学識経験者、地域住民の代表、そして行政機関として、建設事務所

の建築課となっております。
【問】 五十嵐 正典 議員
資料にある行政代執行が

行われるとなった場合は、どのくらいの期間がかかるのか。

【答】 建設課長

まず、村において1度も経験がございません。

しかし、空き家等の事務手続きの流れからいきますと、立入検査や催告、命令、あと行政代執行までいきますと、長くて半年から1年以上はかかるのではないかと想定しているところでございます。

【問】 柏谷 孝雄 議員

先ほどの1社における財産、土地の差押は、法人が有する土地のみになっているのか。確認はしているか。

【答】 住民税務課長

当該法人の土地というところで、登記簿等で確認がとれています。

【問】 小椋 眞 議員

この9社について説明があったが、内容はほとんど同じではないのか。なぜ、1社にだけやらなければならぬのか。それがおかしいと考える。

この1社は連絡がとれるというが、誰に連絡をするのか。

【答】 住民税務課長

この法人ですと、取締役が1名生存されておりまして、この方と連絡がとれ、会社としては、その取締役1名のみという登記になっております。

【問】 小椋 眞 議員

それでは、そこに要求すればよいのではないのか。なぜ管財人を立てる必要があるのか。ほかのを差押さえするのだから、これも同じくすべきではないのか。請求できる人がいるのに、なぜ請求しないのか。

【答】 住民税務課長

取締役と連絡はつきますが、あくまで会社の代表ではありませんので、取締役の方へ請求することが出来ない状況となっております。

【答】 村 長

今回こういった9件の精査をし、その中で弁護士に相談をした結果、この1件は対応出来るのではないのかというアドバイスをいただくことで、ご理解を賜ればと思います。

【問】 小椋 眞 議員

もう少し、これは考えるべきではないのか。一番不

思議なのは、他にこれよりもやりやすいところもある。これだって差押さえしてやる気なら公売できるのではないのか。同じ条件ではないのか。

では、令和7年度に公売した箇所は何力所あるのか。

【答】 住民税務課長

令和7年度、不動産の方で実施した実績は1件で、結果は落札となっておりません。

【問】 小椋 眞 議員

だとしたら、落札の可能性があるのだから公売すればよいのではないのか。なぜここだけ、弁護士を頼み、管財人を立て、持ち主に請求するのか。ここに載っていないが、先にやらなければいけない箇所があると考える。そして、この法人は、100万円以上の費用をかけ、100万円以上の利益があると考えているのか。

【答】 村 長

土地について、正確な数字は分かりませんが、大体400万円から500万円ぐらいの評価があるということでありまして、公売によりこういった金額の回収は可能であるというふう

に考えております。

【問】 小椋 眞 議員

それは評価価格である。滞納しているのだから、差押をして、経費をかけずに公売すべきである。なぜ、経費をかけなくてはならないのか。村民の税金ではないのか。

村の古い施設も片付けられないのに、なぜ民間のものを作るのか。村民の税金を無駄に使つべきではない。もっと使うところがあるのではないのか。

私は、こんなことはやるべきではないと考える。もし、議案で出してきたら向から反対する。

今回のような件で弁護士まで頼んで、裁判をして壊したという事例はあるのか。

【答】 副村長

そのような事例があるかどうか、申し訳ありませんが、承知しておりません。

【問】 小椋 眞 議員

今、他の市では入湯税により、何年かかけ、1つずつ解体していこうという取組をやっているところもある。

そういうことを村でも考える気はないか。皆さんの

税金を今回のようなことに使うなんていうのはとんでもないことである。

これは、やるべきではない。提案するのは自由だから構わないが、私は絶対に賛成しない。予め申し上げておく。

これについて、村長は考えてみる気はないか。

【答】 村 長

今回、皆さま方にご協議申し上げ、小椋議員のような視点で駄目だというのであれば、皆さま方のご意見ですので、今回のこの協議内容を十分検討させていただいて、どういうふうにするか決めていきたいと考えています。

【問】 小椋 眞 議員

今の村長の話だと、検討していくということだと思いが、こういったことは、すぐ多数決を採るのではなく、十分に協議して進めなければならぬ。

村長、よく協議して進めべきと考えるが、いかがか。

【答】 村 長

十分に参考にさせていただいて、検討させていただきます。

第1回臨時会

令和8年1月13日に、全員協議会に続き、第1回臨時会が開催されました。

この臨時会では、除雪ドーザ購入契約1件、令和7年度北塩原村一般会計補正予算(第6号)の議案について、審議し、すべて原案可決となりました。

◎議案第1号

除雪ドーザ購入契約について

◆概要

これまで使用されてきた除雪ドーザ1台の更新に伴う購入契約。

◆契約内容

14t級車輪式ドーザ購入

◆契約金額

2,640万円(税込み)

◆契約相手

会津機械株式会社

質疑

【問】 遠藤 春雄 議員

この入札には、何社参加して、入札した金額はいくらだったのか。

【答】 総務企画課長

入札参加資格社は、3社

指名しまして、そのうち1社は辞退しております。もう1社は税抜き2,550万円の入札額ということになります。

【問】 遠藤 春雄 議員

この除雪ドーザのメーカーはどこのもになるのか。

【答】 建設課長

今回契約した会津機械株式会社ブルドーザのメーカーにつきましては、日立になります。

【問】 小椋 眞 議員

今回の入札は、終わってしまっているから仕方ないけれど、普通、入札の際に書類にドーザの名前を書くべきではないのか。

これまで村では、コマツがキャットで、除雪の作業面において、キャットがいと言われている。やはりそういうことも研究して購入すべきである。今後、古くなった機械の更新は必要のため、補助金等を活用しながら更新が必要と考える。

そして、その際にはドーザの名前を入れるということとを吟味し、気をつけるべきと考えるが、いかがか。

【答】 建設課長

今ほどの貴重なご意見に基づきまして、今後の入札に向けて検討しながら準備を進めて執行していきたいと考えております。

◎議案第2号

令和7年度北塩原村一般会計補正予算(第6号)

◆補正額

5,333万2,000円

今回の補正予算は、全員協議会でも説明された、暮らしを守るまごころ緊急支援金及び物価高対応子育て手当の経費が計上された。

【ことが変わります！
主な補正内容】

◆主な補正内容

○暮らしを守る緊急支援金
令和8年1月1日基準日で、村民一人当たり
20,000円

(食料品10,000円、
燃料費10,000円)
を支給。

○物価高対応子育て応援手当
当0歳から高校3年生までの子どもに対し、一人当たり20,000円を支給。
559万6,000円

質疑

【問】 小椋 眞 議員

この暮らしを守るまごころ緊急支援金は、この寒いときの灯油代や食料費で、現金1人20,000円の支給ということだが村長の提案は村民も喜ぶ画期的な内容だと感じている。

しかし、これは緊急支援金ということもあり、早めに皆さんに支給されるよう、遅くとも2月中には振込むべきではないかと考えるが、いかがか。

【答】 村 長

今ほど大変評価いただきありがとうございます。行政としても、多くの方々に喜んでいただけるよう願っておりますので、できる限り速やかにやれるような体制で今後進めてまいります。皆さまのご理解を賜ればと思います。よろしくお願いたします。

第2回臨時会

令和8年1月26日に第2回臨時会が開催されました。

この臨時会では、2月8日の衆議院議員総選挙の投票に係る事務費として、令和7年度北塩原村一般会計補正予算(第7号)の議案について審議し、原案可決となりました。

◎議案第3号

令和7年度北塩原村一般会計補正予算(第7号)

◆補正額

543万8,000円

今回の補正予算は、2月8日投票の衆議院議員総選挙に伴う事務費等が計上された。

令和8年第1回臨時会会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第1号	除雪ドーザ購入契約について	9	0
議案第2号	令和7年度北塩原村一般会計補正予算(第6号)	9	0

※議長は採決には加わりません。

令和8年第2回臨時会会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第3号	令和7年度北塩原村一般会計補正予算(第7号)	9	0

※議長は採決には加わりません。

第3回定例会

あらまし

**映像で見る
第3回定例会**
第3回定例会は、以下のQRコードから、録画映像にてご覧いただけます。



◎議案第4号
北塩原村過疎地域持続的
発展計画の策定について

◆概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規程により、過疎地域持続的発展計画について、議会の議決を求めらるもの。

質疑

【問】小椋 眞議員

議案が誤っていたということでは、修正があったが、村長へいく前に、副村長が確認をきちんとチェックすることが重要である。

では、集落整備について、

令和8年第3回定例会が3月6日から11日まで6日間の会期で行われました。1日目は、村長から村政報告と議案の提案理由の説明、1件の行政報告を行い、その後21件の議案について説明がなされました。4日目は、3名の議員が一般質問をし、5日目は各常任委員会で所管する議案についての審議が行なわれた。6日目の議案審議では、村長より議案第4号についての修正の申出があり、許可されお詫びがなされた。そして提案された全21件の議案のうち、議案第6号、議案第8号から議案第12号について議員より修正動議が提出され、認められ内容を修正し、全21件の議案のうち原案可決が15件、修正案の可決が6件となりました。

集落構成別推移を見ると昔と比べ人口が半分ぐらいまで減っている。集落を整備しないと人口はどんどん減っていくと考える。

過疎債を有効活用し、住宅をつくり入居者が入れれば、村の持ち出しは少なく、整備ができる。

住宅整備の促進を前向きにしなくてはならないと考えるが、これを早めに進める気はあるか。

【答】村 長

過疎債や有利な起債を使うことで村の一般財源の繰り出しは少なくなるであろうという事は議員ご指摘のとおりですので、これまでの経緯や課題を整理し、早い段階で皆さまにご協議申し上げる場をつくりたいと思っていますので、よろしくお願います。

【問】小椋 眞議員

そういう考えであれば、指示すればできるわけです

から、できるようにすべきである。

次に生活環境の整備について、下水道の接続率が85・2%で、まだ15%の方が入っていない。これは水質保全のために国からの補助をもらい進めてきた経緯もあるので、今後どのように進めていくのか。

【答】村 長

加入時の負担金の負担が大きい方もおり、そうした方へ、一括ではなく分割での対応も可能な点や、松原湖の水質汚濁防止の観点も含め説明し納得してもらいながら、一軒でも多く加入していただける方法を検討してまいります。

【問】小椋 眞議員

下水道の加入金が分割で払えるということは、前からできている。そうではなく、入れない人の話をきくと、工事費が高いと言つ。この辺を関係機関と協議

し、工事費も分割にできることも検討すべきと考えるが、いかがか。

【答】建設課長

工事費については、内容により負担が大きくなるケースもありますので、どういった優遇措置と方法があるか関係機関と協議しながら、また、様々な情報を集め少しでもできるように検討していきたいと考えております。

【問】伊藤 敏英 議員

この計画も含め、村には素晴らしい計画がたくさんある。ぜひ、言い訳ややらない理由を一生懸命考えず、どうやったらできるか知恵を出すべきと考えるが、約束できるか。

【答】村 長

今ほどのご指摘、真摯に受け止めまして、職員一丸となって、この計画達成に向けて邁進してまいりたいと考えます。

◎議案第5号
北塩原辺地に係る総合整備計画の策定について

◆概要

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画について、議会の議決を求めらるもの。

質疑

【問】柏谷 孝雄 議員

北塩原辺地に係る総合整備計画の策定は、新規事業ということだが、本来であれば色々な意見を聞き、その中で優先順位を決めて進めるべきかと思うが、そうならなかったのはなぜか。また、現時点でこの整備計画にあがっている内容について伺つ。

【答】総務企画課長

今回の計画は、公共施設整備というもので、村で協議し決めたものであります。今後、集落懇談会等でご意見がありましたら、計画の変更にて対応したいと考えております。

今度予定しているものについては、令和8年度に早稲沢地区の消火栓の嵩上げ、鷹ノ巣林道における法面の修繕、スポーツパーク松原湖の電気柵の設置と、トラックの更新工事。そして、令和8年度から12年度までで、村道松原大塩線の舗装工事、除雪機械3台の更新等を計画しています。

【問】柏谷 孝雄 議員

特にこういった事業を進めるにあたっては、できるだけ地域の声を聞き、地域が今本当に必要なもの、何かが絞って展開すべきと考えるが、いかがか。

【答】村 長

今回、辺地債を利用するにあたり必要な計画であり、ある程度必要な項目を網羅し、後に皆さま方と協議し変更等に対応できればと考えております。

今回承認をいただき、次

年度以降、地域の方の声を聞き、進めてまいりたいと思います。

【問】伊藤 敏英 議員

これは役場が上から目線で作った計画である。

松原や金山の人はこの地域をどうしたいと思っているのか、そういうところを全く聞かないで計画を出すのではなく、やはり基本は各行政区でどういう地域にしたいのか、そこから始めるべきではないのか。

【答】村 長

これは、計画をつくり承認をいただかなければ、辺地債の活用が出来ないものですので、皆さま方に承認をいただき、次年度以降に地域の方々の声を聞き進めたいと考えております。

【問】鈴木 安奈 議員

今年度の懇談会において、辺地計画の策定の話は一切なかった。大まかなことでも話が出来たければ、具体的に集落の人たちも困っている話が出しやすかったのではないか。行政の方からテーマを投げかけ、意見を求めるべきだったと考えるが、それは難しかったのか。

【答】総務企画課長

松原、金山、早稲沢の3地区合同での辺地計画の対象として可能だと判明しましたのが昨年の10月あたりでした。昨年の懇談会の時には、まだ未確定部分であったというところがございます。

【問】小椋 眞 議員

辺地債は人口とか不便な地域の補助金で、有効に村で活用できるものであり、計画を上げないと使えない。村で活用したいから上げている辺地債はどういうものか、聞く側も、説明する側も委員会にて勉強しないと時間が無駄になる。きちんとやっていただきたいかがいかか。

議長も指導すべきである。

【答】村 長

有利な起債をどう使うか、昨年10月以降に広範囲な要件に変わったことが判明し、村では公共工事や公共設備等に使用したく、今回可決していただければ今後は住民の方々の意見をいただき、設備充実に向けたのでご理解をお願いします。

◎議案第6号と議案第12号
各施設の指定管理者の指定について

議案第6号と議案第8号から第10号について小椋眞議員より、そして議案第11号から議案第12号について、遠藤祐一議員より、指定期間の令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間に、現在の急激な物価やエネルギー価格の高騰等、不安定な社会情勢を鑑み、見直しの必要性を問う質疑から修正の動議が提出され、指定期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする修正案が村から上程され認められ、可決された。

◆概要

各施設の管理を行わせるため、北塩原村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑

【問】遠藤 祐一 議員

指定管理の期間は5年という期間になっているが、物価高騰等を含め、色々情勢が変わっている。5年が妥当なのか3年が妥当なのか。この見直し関係もやるべきと思うが、いかがか。

【答】村 長

これまでの5年というところで、改めて上程をさせていただきますました。議員ご指摘のとおり昨今の経済状況はだいぶ変化している部分もありますから、今後検討も必要かと考えております。

【問】小椋 眞 議員

指定管理者に、株式会社ラビスパとあるが、ラビスパを廃止事業をやめたのだから、名称は変えるべきではないか。村民を指導する立場の役場が、こういうことではまずい。また、指





▲いこいの森グリーンフィールド

定期間についても物価高騰や色んな問題がある中で、3年が妥当と考える。5年でなければならぬ理由もなく、3年であれば状況の変化にも対応しやすいので、修正すべきではないのか。

【答】村長
名称については早急に検討させていただきます。また、指定期間についても、皆さま方のご意見や、物価高騰等を鑑み、令和8年4月1日から3年間として、改めて上程をさせていただきます。

議案番号	議案名	施設名称	指定管理者	指定期間
議案第6号	いこいの森グリーンフィールド指定管理者の指定について	いこいの森グリーンフィールド (オートキャンプ場)	株式会社 ラビスパ	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日 (3年間)
議案第7号	北塩原村デイサービスセンター指定管理者の指定について	北塩原村デイサービスセンター	社会福祉法人 北塩原村社会福祉協議会	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 (5年間)
議案第8号	スポーツパーク桧原湖指定管理者の指定について	スポーツパーク 桧原湖	スポーツパーク 桧原湖管理組合	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日 (3年間)
議案第9号	桧原歴史館指定管理者の指定について	桧原歴史館	桧原歴史館 運営協議会	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日 (3年間)
議案第10号	裏磐梯物産館指定管理者の指定について	裏磐梯物産館	株式会社 ラビスパ	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日 (3年間)
議案第11号	北塩原村林産物展示販売施設指定管理者の指定について	北塩原村林産物展示販売施設 (道の駅裏磐梯)	株式会社 ラビスパ	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日 (3年間)
議案第12号	北塩原村農産物直売施設指定管理者の指定について	北塩原村農産物直売施設 (道の駅裏磐梯 農産物直売所)	株式会社 ラビスパ	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日 (3年間)

議案第6号から12号の指定管理者の指定先一覧

◆指定管理とは？
地方自治法に基づき、議会の議決を経て指定された法人等が施設の管理を代行する制度です。行政だけでなく民間の力を借りることで、施設運営の効率化を図り、より質の高い公共サービスを低コストで提供することを目指します。

◆概要
道路法施行令が固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動などを踏まえて、令和7年12月26日に公布されたことにより、占用料の額が見直しされたため、当村の道路占用料を改正するもの。

◎議案第14号
北塩原村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○【改正前】
全6期（7月から9月、11月から翌年1月）
○【改正後】
全8期（7月から翌年2月の毎月）

◆概要
福島県国民健康保険運営方針に基づく令和11年度保険料（税）水準統一を踏まえ、普通徴収による納期を全6期から全8期へ改正するもの。

◎議案第13号
北塩原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◆「北塩原村震災復興基金金条例」とは？
北塩原村震災復興基金条例は、東日本大震災からの復興に向け、住民生活の安定や地域経済の振興など総合的な復興事業推進のために制定されました。一般会計から積み立て、村長が必要と認められる復興事業の財源に限り活用されたものです。

◆概要
第2期復興創生期間の終期をもって、同基金を廃止するもの。

◎議案第15号
北塩原村震災復興基金条例を廃止する条例

◆「道路占用料」とは？
村道に電柱や電線など、特定の物件を継続的に設置して道路を使用する際、その道路管理者（国、県、市町村など）に対して支払うべき料金のことです。道路は本来、人や車が自由に通行するための公共の場所ですが、特定の目的で道路のスペースを占用する場合には、その対価として徴収されます。

◎議案第16号
令和7年度北塩原村一般
会計補正予算(第8号)

◆補正額

1,406万8,000円

今回の補正予算は、社会
資本整備総合交付金事業や、
社会保障・税番号制度シ
テム改修事業などの経費が
計上された。

主な補正内容

○社会資本整備総合交付金
事業

国の補正予算成立に伴う
国土強靱化対策事業の追加
分の経費

(村道蛇平・小野川線舗装
修繕 L11500m)

5,000万円

○社会保障・税番号制度シ
ステム改修事業

マイナンバー法改正に伴
う戸籍附票へのフリガナ記
載対応のためのシステム改
修の経費 2,411万円

○特別会計への繰出金

国民健康保険事業費特別
会計と介護保険事業特別会
計への繰出金
2,430万円

【内訳】

・国民健康保険事業費特別

会計 1,918万円

・介護保険事業特別会計
51万2,000円

○基金への積立金

財政調整基金と、ふるさと
づくり寄付金基金への積
立金
1億2,141万8,000円

・財政調整基金
5,141万8,000円

・ふるさとづくり寄付金基金
7,000万円

○事業費精査による減額
事業費(大雪農業災害特
別対策事業補助金、小中学
校空調設備設置工事、認可
保育所等運営費負担金等)
の精査による減額補正

▲1億6,288万9,000円

【内訳】

・大雪農業災害特別対策事
業補助金
7,294万1,000円

・小中学校空調設備設置工事
2,889万1,000円

・認可保育所等運営費負担金
▲600万円

質疑

【問】小椋 眞議員

昨年の3月定例会で、ラ
ビスパ裏磐梯の委託料3,
000万の予算が全部残っ
ているのは、どういう意味

なのか。

【答】総務企画課長

当初、再開に向け動く予
定でしたが、昨年
のキュービクルの問題等が
あり、再開に時間がかかる
ということ、委託はして
おりませんでした。その後、
施設の廃止ということで、
契約しなかったため全額予
算を降ろすものです。

【問】小椋 眞議員

これは昨年の3月定例会
で、村が運営費3,000
万円を上げているが、営業
をやる気であげたわけでは
ないと考える。いい加減な
予算を計上している村も悪
いが、議会にも責任がある。
昨年運営する予算として3,
000万を上げさせ、賛成
しておいて、今度廃止する
となったら、それにも議員
が賛成をする。こんなバカ
なことはない。

【問】小椋 眞議員

村民が血の出るような思
いで納めた税金なので、こ
れは反省し慎重にやるべき
である。

次に、保育所運営負担金
について、裏磐梯に子ども
を預ける施設が一箇所しか
なく、到底これは平等性が
ないと考える。裏磐梯から
保育所がある所まで、往復
2時間かかり、そこから
仕事をするとするのは難し
い状況である。

裏磐梯も、同じく平等に
作るべきではないか。少子

納得いかない。村長、いか
が。

【答】村 長

予算を立てるということ
は、やるという前提で立て
るわけであり、皆様方に可
決をいただいたということ
であります。

しかし、ラビスパ裏磐梯
の施設自体の問題等があり、
皆様方に改めて条例廃止を、
ご決定いただいたというこ
とでありましたが、今後、
こういった予算立てをする
場合には、真摯に、やるこ
とを上げるということで、
やっていきたいと考えてお
ります。

化問題で必要なものであり、
前向きに進めるべきではな
いか。

【答】村 長

裏磐梯地区の保育環境整
備については、以前も説明
をさせていただきましたが、
新年度の中で、前向きにと
のようにしたらよいか考え
ていきたい課題であります
ので、真摯に受け止め、検
討してまいります。

◎議案第17号

令和7年度北塩原村国民
健康保険事業費特別会計
補正予算(第4号)

◆補正額

▲3,093万5,000円

◆概要

今回の補正予算は、医療
費の減額と基金への積立金
の経費が計上された。

◎議案第18号

令和7年度北塩原村介護
保険事業特別会計補正予
算(第3号)

◆補正額

22万6,000円

◆概要

今回の補正予算は、介護
報酬改定に伴うシステム改
修の経費が計上された。

令和8年第3回定例会 会議に付した議案と審議結果一覧

議案番号	件名	賛成 (承認・同意)	反対
議案第4号	北塩原村過疎地域持続的発展計画の策定について	9	0
議案第5号	北塩原辺地に係る総合整備計画の策定について	9	0
議案第6号	いこいの森グリーンフィールド指定管理者の指定について	9	0
議案第7号	北塩原村デイサービスセンター指定管理者の指定について	9	0
議案第8号	スポーツパーク塩原湖指定管理者の指定について	9	0
議案第9号	塩原歴史館指定管理者の指定について	9	0
議案第10号	裏磐梯物産館指定管理者の指定について	9	0
議案第11号	北塩原村林産物展示販売施設指定管理者の指定について	9	0
議案第12号	北塩原村農産物直売施設指定管理者の指定について	9	0
議案第13号	北塩原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	9	0
議案第14号	北塩原村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	9	0
議案第15号	北塩原村震災復興基金条例を廃止する条例	9	0
議案第16号	令和7年度北塩原村一般会計補正予算(第8号)	9	0
議案第17号	令和7年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号)	9	0
議案第18号	令和7年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	9	0
議案第19号	令和8年度北塩原村一般会計予算	9	0
議案第20号	令和8年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計予算	9	0
議案第21号	令和8年度北塩原村介護保険事業特別会計予算	9	0
議案第22号	令和8年度北塩原村後期高齢者医療特別会計予算	9	0
議案第23号	令和8年度北塩原村簡易水道事業会計予算	9	0
議案第24号	令和8年度北塩原村下水道等事業会計予算	9	0

※議長は採決には加わりません。

議会傍聴にお越しください!

次回定例会は6月開会予定です。

議会は皆さんの生活に寄り添い、皆さんの声を村へ反映する議決機関です。
村のこれからが見える議会傍聴にぜひ足をお運びください。
また、議会の審議結果は議会ホームページからもご確認いただけます。
詳しくは以下のQRコードを読み取り、ご参照ください。

◆審議結果の案内
(議会HP)



◆議会傍聴の案内
(議会HP)



議議会傍聴、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで

TEL: (23) 3263 FAX: (25) 7358

HPアドレス: <https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>



「持続可能な村づくり」に取り組む予算

令和8年度予算概要

令和8年度一般会計と3つの特別会計及び公営企業会計の総額は、53億4,816万円で、前年度から9,754万円の増(+1.9%)となった。

また、令和8年度の一般会計当初予算は、38億6,018万円で、前年度比1億2,728万円の減(▲3.2%)となったが、これは災害復旧工事が完了したことに伴うもので、主な事業は以下のとおりである。

あわせて読みたい!

令和8年度当初予算の詳しい内容は、「広報きたしおばらむら4月号」をご覧ください。




◆地域公共交通再編事業



生活路線バス乗車促進、コミュニティバス運行、交通空白解消検討業務

7,147万円

◆防犯体制整備事業



北塩原村
自宅等の防犯カメラ等設置に活用できる
防犯体制整備事業

路上防犯カメラ設置及び家庭用防犯カメラ等設置補助、LED防犯灯設置補助

368万円

◆子ども家庭センター設置事業



妊娠期から子育て期まで、切れ目なく包括的に継続的な支援を行う「子ども家庭センター」の設置を進める

1,680万円

◆子育ての希望をかなえる事業



新入学・進級時祝金(幼小中・毎年給付)、乳児等通園支援、在宅育児支援金、保育所通所支援金、児童手当など

4,001万円

◆観光施設維持管理事業



スポーツパーク桧原湖トラック改修工事、グリーンフィールド蛇平サッカーゴール購入など

3,837万円

◆北塩原村地域情報発信事業



北塩原村全体のブランド価値を高めるための情報発信など

2,454万円

◆有害鳥獣対策事業



鳥獣対策地域おこし協力隊配置、実施隊員経費、電気柵等設置支援、銃器購入・更新支援、専門家による地区伴走支援

2,543万円

◆除雪対策費



生活交通路線の除雪対策費・狭小生活道路の除雪対策などの経費

1億1,437万円

◆特別支援体制整備事業



北塩原村
特別支援体制整備事業

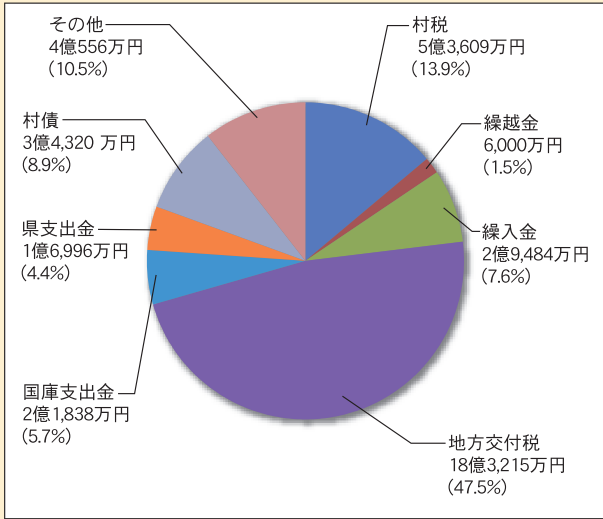
小学校に在籍する支援を要する児童の学習支援及び生活支援のための支援員及び医療的ケア児の支援のための看護師の配置

1,324万円

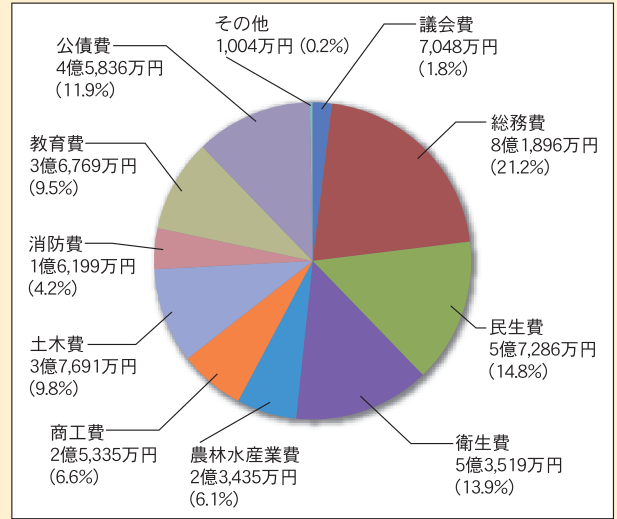
令和8年度予算組み

一般会計 38億6,018万円 (前年度比 ▲1億2,728万円)

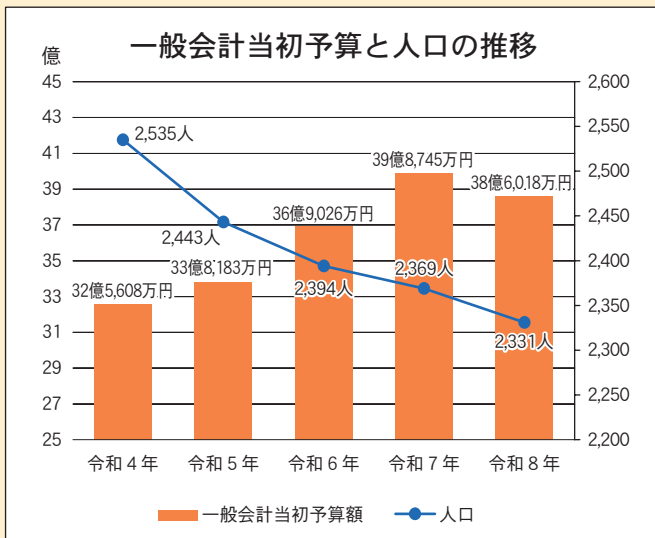
歳入 [入ってくるお金]



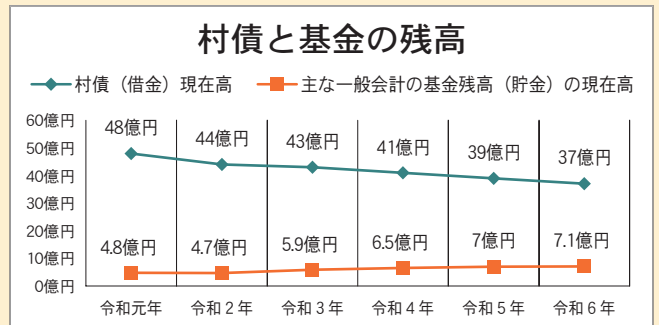
歳出 [支払うお金]



気になる「一般会計の予算推移 と 村債・基金の残高」



村の借金にあたる村債（一般会計のみ）は、計画的に返済が進められており、貯金にあたる主な一般会計の基金（財政調整基金と減債基金）も同様に、健全な財政運営のため、計画的な取り崩しと積み立てが行われている。



特別会計の内訳

会計名	内容	令和8年度当初予算額
国民健康保険	医療機関での医療費の一部を援助するための会計	3億7,603万円
介護保険	介護サービスの給付や介護予防事業を行うための会計	3億6,574万円
後期高齢者医療	高齢者の医療費に係る保険料を管理するための会計	4,685万円
合計		7億8,862万円

公営企業会計の内訳

会計名	内容	令和8年度当初予算額	
簡易水道事業	水道施設の整備、維持管理のための会計	1億1,914万円	
下水道事業	(特定環境保全下水道)	北山、大塩、裏磐梯地区の下水道施設の整備、維持管理のための会計	5億8,022万円
	(簡易排水施設事業)	小野川地区の下水道施設の維持管理のための会計	
	(農業集落排水事業)	早稲沢、金山、桧原地区の下水道施設の維持管理のための会計	
合計		6億9,936万円	

気になる予算審議 (主な質疑)

第3回定例会の会期最終日において、令和8年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の予算について質疑・討論・採決が行われ、「一般会計」について、厳しい指摘と議論が行われた。「二」では質疑の中から「一般会計予算の内容を要約してお伝えします。」

教育旅行と合宿関係の補助金を増額しない経緯は

【問】 柏谷 孝雄 議員
教育旅行と合宿関係の事業は、村にとって非常に経済効果を生んでいる事業と考える。

令和8年度の当初予算で増額となっていないかどのような経緯があるのか。

【答】 観光課長

教育旅行の予算は、令和6年度で1,200万円でしたが、令和7年度に要綱を改正し、1,500万円に増額しており、令和8年度も同額で計上しております。

また、合宿につきましては、昨年12月定例会の補正予算にて増額し、令和8年度予算でも増額後の250万円を計上しております。

【問】 柏谷 孝雄 議員

令和7年度で計上した教育旅行の予算1,500万円の執行状況はどのようになっているのか。

【答】 観光課長

教育旅行回復バス事業の予算執行状況は、2月末時点で、1,286万円を執行し、214万円の執行残として残っている状況です。



▲スポーツパーク 桜原湖

五色沼入口のバス停留所機能強化と今後の方針は

【問】 遠藤 康幸 議員

五色沼の東エリア整備に關し、DC等で観光客の方々が本村に來られることもあると思うが、五色沼入口バス停留所の機能強化は予算に含まれているのか。

【答】 観光課長

バス停留所に関しましては、現在、ビジターセンターの駐車場内の一部を活用しております。バス停留所としての新年度予算は計上しておりませんが、別に計上している五色沼東エリアの実施計画の中で検討してまいりたいと考えております。

【問】 遠藤 康幸 議員

バス停留所の機能強化はいつくらいまでに考えているのか伺う。

【答】 観光課長

いつまでに整備という協議はまだ行っておりませんが、令和8年度の予算で、東エリアの実施設計を組んでおり、バス停留所の機能強化の方向性は公共バス事業の担当課とも調整し前向きに進めたいと考えております。



▲毘沙門沼

三十代以上の婚活支援も進めるべき

【問】 小 小 眞 議員

市町村合同婚活イベント負担金について、20代30代だけでなく、40代50代への結婚の斡旋もすべきである。他の自治体でも若い世代への支援は行っているため、村では幅広く支援することを考え、周知し実行すべきと考えるが、いかがか。

【答】 村 長

そういった方々への出会いの場を作れば、人口増加につながるというメリットもありますので、内部で協議し模索していきたいと思っております。

北塩原村で「出会い」を応援！結婚マッチング登録料を【全額補助】

北塩原村では、人口減少対策として結婚を希望する若年層を支援しています。県の運営する「はぴ婚活び」の会員登録料を村が全額補助する制度と、その申請方法を解説します。

補助金の対象者とメリット

- 対象は村内在住の20歳以上の独身者
- 登録料の「全額」を補助 (はぴ婚活びへの個人会員登録料が100%補助されます)
- 結婚の機会を増やし、出会いの場を広げたいと考えています。

申請から受取までの3ステップ

- STEP 1 「はぴ婚活び」に入会・支払い (申し込み・申し込み料、登録料の振込)
- STEP 2 村長へ申請書提出 (申請書に必要事項を記入し、申請書と写真、収入印紙を提出)
- STEP 3 窓口へ届出 (申請書と写真、収入印紙を提出)

申請に必要な重要情報

- 申請先: 北塩原村 課長 課長室
- 申請期間: 令和7年9月1日～令和8年3月31日 (女性限定で登録料が無料となります)
- 必要書類: 申請書、身分証明書、登録料の領収書

▲北塩原村出会い創出支援事業概要



▲北塩原村コミュニティバス

コミュニティバス業務委託料と運営内容の精査を

【問】 小椋 眞議員

コミュニティバス業務委託料等に相当の金額が計上されている。1台車を動かすのに1ヶ月100万円という高い支払いは問題だ。契約を見直し、車両課をつくって地元の人を雇うなど、地元での雇用をすべきと考えるが、村長いかがか。

【答】 村 長

公共交通を含め、令和8年度の中でそうした点も十分踏まえながら、議題にあげて検討させていただきたいと思っています。



▲地域公共交通計画の概要

交通空白解消検討業務委託の方針は

【問】 遠藤 祐一議員

交通空白解消業務委託については、デマンド交通やライドシェアなどの実行可能性について調査ということだが、コミュニティバス事業等の経費削減につながる可能性もあるのか。

【答】 総務企画課長

デマンド交通やライドシェアが実現できれば、コミュニティバスの必要性もなくなるかと思いますが、効率のいい内容で実現できるように推進していきたいと考えております。



▲更新予定のゴミステーション

ゴミステーション設置工事の内容と経緯は

【問】 五十嵐 正典議員

ゴミステーション設置工事の場所はどこになるのか。また、これはこれまでにも同様の対応をしてきた事業なのか。

【答】 住民税務課長

こちらは北山地区の新規で新設するもの1台と、既存のゴミステーションの修繕工事1台、そして長峯地区の既存のゴミステーション修繕工事1台分の経費となっており、行政区の要望で予算計上し、修繕依頼がなかった場合に以前より対応しております。



▲村道草刈り業務の施行後

除草等業務委託において除草後の草の処理も

【問】 渡部 哲夫議員

この除草業務委託は、村道の草刈りかと思うが、草が刈りっぱなしになっている箇所もあり、側溝が詰まり水が溢れるという話も耳にする。除草業務委託に後片付けまでの経費は含まれていないのか。

【答】 建設課長

業務委託料における除草作業については、委託場所は村内全てで約21キロの村道をお願いしているところです。ご指摘のありました草刈り後の撤去の方は設計上、入っていないという状況でございます。

杉並区交流推進業務委託料の内容見直しを

【問】 小椋 眞議員

杉並区交流推進業務委託料と関連し、まるごと保養地協定に賛同している施設は、平成16年には108軒あったが、現在は32軒と3分の1以下となった。これは村の宿泊施設の経費負担が大きいことと、杉並区民への周知も足りていないためではないのか。

村で援助をしないと、交流は薄れてしまう。こういう支援も考えるべきであり、このあたり研究をすべきと考えるかがか。

【答】 村 長

連泊した際の特典に伴う事業者の負担が非常に大きいという切実な声もあり、協定の見直しも行いましたが、杉並区の方々に、より多く来ていただくには、もう一度中身を考え直し、メリットをどう出していくか必要ですので、物産展等で認知度が広がっているが、こちらにお越しいただいたための補助制度等も今後考えて参りたいと思います。

ふくしまDC事業補助金の事業内容は

【問】小椋 眞議員
ふくしまDC事業補助金は、どのような事業を行うのか。

【答】観光課長
ふくしまDC事業補助金の活用内容については、4月から6月を期間としておりますので、桜峠等を中心に春の景色を撮っていただき、写真コンテストという形で募集を図り、その写真を活用し翌年の来訪に繋げたいと考えております。



▲桜峠のオオヤマザクラ

桧原歴史館指定管理業務委託料の見直しを

【問】小椋 眞議員
桧原歴史館指定管理委託料220万円について、これは桧原歴史館で商売をし、売上げも伸び、利益も上がっていると思う。普通ならば何かか村に入れるべきではないかと考える。この辺の見直しが必要かと考えるが、村長これ決断、できるか。

【答】村 長
桧原歴史館の維持管理や清掃等の環境整備を含め、昨今、人件費も上がっており予算を計上しましたが、議会の皆さまのご承認がいただけないと難しい課題ですので、200万程度で契約ができればと考えます。

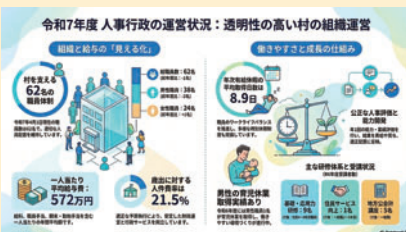


▲桧原歴史館

職員が減少している中で増える業務への対応は

【問】遠藤 祐一議員
職員の給与等において、本年度の職員数は57名と昨年度より少なくなっている。定年退職する人を差し引くと、ますます職員の数が減っていく。業務量が今後増える中で、職員の数が減っていくけば、なかなか賄い切れない。この辺の状況を、村長どのように考えているのか。

【答】村 長
職員不足につきましては、今年度も実施しましたが新規採用試験による職員としての採用、あるいは会計年度職員の採用というところで、次年度も充足してまいりたいと考えております。



▲人事行政の運営状況

職員の待遇改善を図るべきでは

【問】小椋 眞議員
北塩原村の職員が不足するほど4名も5名も辞めている。

令和6年度の定年退職者はいなかったため、途中で辞めているということではないのか。
これは、もっと職員の待遇を良くする必要があると考える。

給料ではなく、心の問題であり、朝から晩まで同じところに座っているのは大変なことである。
お昼くらいは、職員が気軽に休める部屋をどこかに



▲村役場本庁舎窓口

作って、コミュニケーションを取る場所を作るべきである。そういうのにお金を使うことにダメだと言っている人がいるが、村長はいかがか。

【答】村 長
職員通用口の近くに、多目的スペースとして4年前に部屋を作りましたが、自席で食事をし、休む方が多い現状ですので、今年はこの指摘いただいた場所づくりを是非考えてまいりたいと思います。

【問】小椋 眞議員
村長や副村長の近くでは、そういった状況になる。経費もそんなにかかるものでもないのだから、少し離れたところに職員が気楽に休める場所をつくり、一生懸命仕事ができる環境をつくるべきと考える。

村長、副村長で止めるのではなく、前向きに進めるべきと考えるが、いかがか。
【答】村 長
議員の皆様方の総意というところでありますから、前向きに進めさせていただきます。ありがとうございます。

北塩原村議会

インターネット議会中継

注目!!

議会のライブ中継・録画映像をご覧ください。

- ◆ お問い合わせ
北塩原村議会事務局（0241-23-3263）



北塩原村議会インターネット議会中継



北塩原村議会では、令和6年7月より本会議の録画映像をインターネットにて配信し、9月定例会から、ライブ配信も開始しました。

議会傍聴することのできない方など、議会をより多くの方にご覧いただけるよう利便性の向上を目指し、環境整備を行いました。

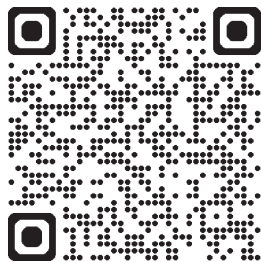
本会議のライブ配信終了後、おおむね10日前後（土・日・祝日を除く）には、録画配信の視聴が可能となる予定です。（編集作業等により、録画配信の時期が遅れる場合もございます。）

議会映像配信をご覧くださいには

【本会議の映像配信】

本会議のライブ・録画映像配信をご覧ください。

録画配信は、各本会議、発言者（一般質問のみ）ごとに検索ができ、24時間いつでもご覧いただけます。



議会HP
(議会映像配信の案内)

【会議案内・議事日程】

本会議が開催される際は、北塩原村議会HPの「会議案内」にて、議事日程等の内容をお知らせいたします。

本会議をライブ配信にてご視聴の方は、ご確認いただき、ご利用ください。



議会HP
(会議案内)

注意事項

- ※ 録画配信は、本会議終了後、配信までに10日程度かかります。（録画配信の時期は目安であり変更となる場合がありますので、ご了承ください。）
- ※ 配信予定の映像は北塩原村の公式記録ではありません。
- ※ 配信映像の著作権は、北塩原村議会に属します。（無断での転載や改編はできません。）
- ※ PC、タブレット、スマートフォンによる視聴は、ポケット通信料定額制の加入契約をしていない場合、通信事業者から高額な料金を請求される場合がありますので特に御注意ください。

議会映像配信アクセス数について

令和7年度も多くの方に
ご視聴いただきました



議会映像配信のアクセス数をお知らせいたします

◆令和7年度

村議会映像配信アクセス数について

北塩原村議会では、多くの皆さまに本会議をご覧いただけるよう、利便性の向上を目指し、令和6年度に環境を整備しました。

令和7年度も皆さまからの映像配信へのアクセスが多くございましたので、お知らせいたします。

今後も皆さまに、分かりやすい議会活動の周知を目指してまいりますのでよろしくお願いいたします。

◆解説：アクセス数について

アクセスとは、映像配信システムの動画再生ボタンを押し、映像をご視聴されることをいい、アクセスした回数がカウントされているため、アクセス数と視聴者数は同一の数値ではありません。

月	アクセス数			備 考
	録画配信 (a)	ライブ配信 (b)	月別合計アクセス数 (a) + (b)	
4月	1,359回	—	1,359回	本会議開催なしのため録画配信のみ
5月	153回	42回	195回	
6月	652回	618回	1,270回	
7月	107回	—	107回	本会議開催なしのため録画配信のみ
8月	66回	—	66回	本会議開催なしのため録画配信のみ
9月	1,466回	1,552回	3,018回	
10月	1,364回	—	1,364回	本会議開催なしのため録画配信のみ
11月	72回	—	72回	本会議開催なしのため録画配信のみ
12月	396回	462回	858回	
1月	517回	110回	627回	
2月	96回	—	96回	本会議開催なしのため録画配信のみ
合計	6,248回	2,784回	9,032回	



1 鈴木安奈 議員21

○観光客の満足度向上と観光客向け防災対策のための
宿泊税導入について

2 伊藤敏英 議員22

○計画行政の在り方について

3 遠藤康幸 議員23

○村の基幹産業である観光・農業の魅力発信について

お気軽に議会映像をご視聴いただけます

北塩原村議会では、令和6年7月より本会議の録画映像をインターネットにて配信し、9月定例会から、インターネットによる本会議のライブ配信も開始しました。

本会議のライブ配信終了後、おおむね10日前後（土・日・祝日を除く）には、録画配信の視聴が可能となる予定です。（編集作業等により、録画の時期が遅れる場合もございます。）

議会映像、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで。

TEL：(23)3263 FAX：(25)7358

HPアドレス：<https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>



ズバリ!!

村政を質す!!

一般質問とは？

議員が村の行政全般について、事務の執行状況や将来の方針等についての所信や疑問を質すこと、報告や説明を求めることをいいます。

鈴木 木安奈 議員



宿泊税を導入し観光客向けの防災対策等の整備必要では

問 全国では、観光地としての信頼性や来訪者の満足度を高めるため、宿泊税などの観光目的税を活用し、観光客向けの防災対策を含めた受け入れ環境の整備を進める自治体が増えている。

当村においても今後の観光振興を見据え、遊歩道の整備などに加え、観光客向け防災対策について現状の課題を整理し必要な施策を洗い出し、計画的に導入を検討する考えはあるか伺う。

答(村 長)

宿泊税は、地方自治体が独自の条例を制定して課す法定外目的税であります。

その財源を直接的に観光地の価値向上や防災協力を還元できる、受益と負担が明確な財源として有効な手段であると考えております

が、宿泊者へ新たな税負担をお願いするにあたり、村と事業者が村の将来像を共有することが導入の絶対条件でありますので、皆さま方のご意見を踏まえながら判断してまいります。

問 宿泊税の創設にあたっては、使途明確化が重要と考える。京都でのオーバーツーリズムでは、ゴミ箱の設置や運営費用を宿泊税で賄っている。村でのゴミ箱の設置も必要と考えるが、これまで村で検討してきたことはあるか。

答(観光課長)

裏磐梯地域の観光施設等におけるゴミ箱の設置について、探勝路等につきましましては持ち帰りを強く推奨しているところではありますが、



▲持続可能な観光地へ向けた施策必要

現在ゴミ箱等の設置について観光施設の皆さんと協議した経緯はございません。

問 日本ではゴミの持ち帰りという教育が徹底されているが、海外ではそうした習慣がない国が多いという。今後、インバウンドの受け入れに伴い、おもてなしの一環として検討すべきと考える。

次に、宿泊税の使途明確化に伴い、探勝路について環境省と協議し、整備していくことが必要と考えるが、現在はどういった方針なのか。

答(村 長)

これまでの報告によりますと、村には19コースの探勝路があり、現在カルテが作られています。やはり老朽化が激しいところもあり、今後この19コース全てを維持していくことについて検証も必要な時期にきていますと考えておりますので、事業者の皆さま方と協議しながら、この探勝路について整備計画を考えていきたいと思っております。

問 当村において、今後税収がさらに減少していくことは容易に予想される。新たに独自の収入源の確保を検討していかなければならない時期にきています。

この施策の実施には、数年かかり、有識者も必要と考える。地域活性化起業者制度があるうちに検討すべきと考えるが、いかがか。

答(村 長)

この宿泊税については、以前大型ホテルの支配人の方々にお集まりいただき話題にあげさせていただきました。やはり宿泊税の実施に伴うシステム導入が必要であり、経費について懸念されておりました。

一方で入湯税の引き上げという意見も出ておりましたので、事業者の意見を十分にふまえながら、雰囲気づくりもして判断していくということが現在言えるところかと思っております。

問 会津若松市で入湯税を上げる際の宿泊者へのアンケート調査では、使い道が明確であれば協力したいという方が9割だったという。宿泊税の導入により観光客の減少も懸念されるが、こうした前向きな事例を含め、本村でも検討が必要と考える。

観光客と住民の安全を守ることに、適切な策を講じることが持続可能な観光地、ひいては持続可能な村として必要と考える。この宿泊税の導入については検討すべきと考えるが、いかがか。

答(村 長)

先ほどお答弁させていただきましたが、様々な意見もありませんので、そうした点を踏まえて、議員のご意見も十分尊重しながら、判断してまいりたいと考えております。

伊藤 藤敏 英議員



第五次総合振興計画に基づく各計画の進捗状況は

問 我が村には、第五次総合振興計画という最上位の計画を基盤とし、その理念を具現化する行動計画として、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略、過疎地域持続的発展計画や公共施設等総合管理計画、第四次生涯学習推進計画など、様々な計画がある。

それぞれに策定の趣旨や目的があり、策定年や計画の期間も違う。しかし、いずれの計画も行政を適切に運営する上で、必要なものとして策定されたものと思われる。行政はこれらの計画に基づいて運営されている計画行政ですが、これらの計画に沿って本当に運営されてきたのか。村づくりの役に立ってきたのか。主な計画の進み具合を伺う。

答 (総務企画課長)

本村では第五次総合振興計画を最上位計画とし、この基本構想に基づき重点事業の抽出や予算編成において、各分野の個別計画と連動させ、行政運営を行っております。

計画があることで事業の優先順位付けや説明責任の根拠が明確になり、村づくりに役立っています。そして、進捗として、計画の一例である「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、KPIを達成した項目がある一方、人口減少が止まらない課題も整理しました。今後は村民の幸せを最上位目標に掲げ、施策の見直しを行い実行性を高めていく考えです。

問 公共施設等総合管理計画によると老朽化施設が多く、これらの施設をどうするか財政を含め、極めて大きな問題である。施設の保有量と施設配置の最適化を前から言っているが、計画は策定されているのか。

答 (総務企画課長)

老朽化した公共施設の今後の方針ですが、村公共施設等総合管理計画と、村公共施設個別施設計画に基づき、長寿命化、統廃合、解体等の方針を定めております。また老朽化が著しい施設につきましては、安全確保の観点から個別施設計画の中で優先順位をつけながら

対応を検討しているところです。

問 村民や有識者参加により策定する総合振興計画等の審議会だが、肩書きある一部の発言に偏り、アライバイ作りのようだ。このような委員選定や議論不足で良い計画が作れると村長は本当に思うか。

答 (村長)

過去に策定された計画もありますが、最近策定した計画では、村民の方々からの公募による選出。そして現在進めている総合振興計画に際しては、村民の方々から意見を聞く場として設け開催していますが、そう多くの方の参加はない状況であります。

問 今自分が住んでいる地域をどうしたらよいか、地域住民が主体となつて将来像や課題解決のための構想である最小単位の地域づくり計画を積み重ね、総合計画策定に活かす動きもある。我が村でも自分の役割が明らかになり、責任と関心も高まるこの地域づくり計画の策定を始めて、それを総合振興計画等に活かすべきと考えるが、いかがか。

答 (総務企画課長)

令和8年度におきましては、各行政区に積極的に入り、地域づくり協議会というものを各行政区の中で立ち上げる準備を進めたいと考えております。

問 遠藤村長になり5年以上にな

るが、裏磐梯住宅建設を除いて、学校給食費の無償化、ラピスパ裏磐梯の廃止、日本で最も美しい村連合からの脱退等は総合計画や総合戦略、過疎計画にもない村長の思いつきである。すでにある計画を無視して、実現の努力もせず、なぜ計画されている事業をやらないのか。

答 (村長)

決して総合振興計画の内容に沿わないものややっているということではありません。公共交通における村民の方々の足の確保として昨年8月からバスの無償化実施にもあるように、総合戦略等を無視してやっているということではありませんが、ぜひその点はご理解を賜ればと思います。

問 国土交通省で、地域の歴史観光資源を活かした街づくりの支援強化に乗り出した。職員の手でこの計画策定することが地域を知るとともに職員のレベルアップにつながると思う。ぜひ職員の手でこの「歴史街づくり計画」を策定すべきと考えるが、いかがか。

答 (村長)

こうした歴史資源を活かした村作りという方向性も考えていかなくてはならない課題と認識しております。今後、この策定については議員のご意見も踏まえて研究検討してまいりたいと考えます。

DC契機に村の観光と農業の魅力発信を

問 来月から福島県単独で11年ぶりに「ふくしまディスプレイーションキャンペーン（DC）」が開催される。村では、令和7年度はブレDCとして活動してきたと思うが、具体的にどんなことをやってきたのか、また、その効果としてはどうだったのか伺う。

令和8年度は本番です。どのような考え方で、どのような施策を考えているのか伺う。

このDCによって、県内はもとより、村内にも多くの観光客が来られる。この機会を活かし観光・農業をコラボして、収穫体験などどこでもやっているもの以外の、村独自の体験型企画を作成し魅力発信をすべきと思うが、村の考えを伺う。



遠藤 康幸 議員

答（村長）

村としましては、この大きな機会を契機と捉えまして、観光資源の新たな発掘や磨き上げを行い、村の認知度、知名度を高め、多くの方々に来ていただけるよう企画したいと考えております。

令和8年度の計画としては、誘客イベントとして写真コンテスト事業として実施させていただきたいと考えております。

答（観光課長）

令和7年度は、新規事業として採択されたモニターツアーが実施しております。

活動の効果としましては、五色沼のCM撮影地選定やポスター掲示により認知度向上に貢献しました。

そして、村独自の観光・農業体験は令和8年のDCでは実施が困難と考えておりますが、令和7年6月に杉並区の専門学生へモニターツアーという形で農業体験を実施し、今後も自然体験や教育プログラムと連携し検討を進める方針です。



▲杉並区の専門学生等による農業体験

問 先ほど令和7年度の活動ということであったが、あくまでDCでの県の補助事業ということであった行動であり、村独自で何かやったことはないのか。

答（観光課長）

村独自の事業については、全国宣伝促進会議が郡山で開催され、村と株式会社ラビスパが同行してブースを出展し、観光PRと会津山塩ラーメンの試食の提供を行いました。また、東京都内で行われた商談会には、観光協会連盟で参加し、PRを行ったところであります。

問 県の補助事業だけをやるのではなく、村独自の体験を用意して、お金を使わずともこういうことがあるという、情報発信をするべきではなかったのか。

答（観光課長）

令和7年度からDCがあるというのを地元企業と共有し、それぞれのプログラムを実施すること在地元の企業のみなさんと一緒に進めてまいりましたが、村独自のおもてなしの事業といったところは、足りなかったかなと思います。

問 DCはあくまで起点であり、起爆剤としてのものである。単発型のプランではなく、継続的なプランを推し進めるべきと考える。副村長は過去のDCも総務企画課長の時に経験もあると思うが、ど

のように考えているのか。

答（副村長）

DCを契機とした継続的な村の体験プログラムを構築すべきという点は、ご指摘のとおりだと思います。

令和8年度につきましては、村独自の企画、それから民間事業者の方が実施いたします企画についても十分実施できるよう進めてまいります。

問 村に観光に来てくださる観光客の方がリピーターとなるような内容が必要と考える。観光と農業が村の産業の2本柱であり、観光課と産業課が一緒になり、観光の中の1つのコンテンツとしても検討すべきではないかと考える。

また、DCで来てくださった方々に対するおもてなしとして、現在、桜峠の駐車場はタイヤボイラーのカスや砂利が散らばっており、ボランティア等による清掃が必要と考えるが、いかがか。

答（村長）

やはりおもてなしをするのに汚いところは大変失礼なことになると思います。

そのため雪が消え、そしていつでも分かるかもしれませんが、天候等を見ながら整備は図っていきたいと思います。



▲左より遠藤村長、五十嵐議長、遠藤副議長

**全国町村議会議長会
より自治功労者表彰**

全国町村議会議長会の自治功労者表彰において、五十嵐善清議長が受賞されました。

これは、町村議会議員として15年以上在籍し、功労のあった方に贈られるもので、3月6日から始まった第3回北塩原村定例会開会前に、遠藤祐一副議長より伝達されました。

五十嵐議長の今後なお一層のご活躍をご祈念申し上げます。

議会傍聴に関するお知らせ

本会議の傍聴を希望される方は、本庁舎2階の傍聴席入口前で受付簿に氏名・住所等の必要事項をご記入のうえ、ご入場ください。

詳しくは、議会ホームページの「議会傍聴の案内」よりご確認ください。

○議会傍聴の際のお願い



傍聴の方法 (選べる3つのスタイル)

- 本庁舎2階での現地傍聴
 - 2階の傍聴席入口で受付簿に氏名・住所等を記入し受付を済ませることができます。
- インターネットでのライブ・録画配信
 - 村のホームページから、本会議の様子をリアルタイムで後日視聴できます。
- 1階ロビーでのモニター放映
 - 夜間1階ロビーでも会議の様子を放映されており、自由にご覧いただけます。

傍聴のルールとマナー

- 静かな環境の維持
 - 拍手や発言への発言、私語、大笑、携帯電話の使用は厳禁です。
- 増音・録音・飲食の禁止
 - 写真やビデオの撮影、録音はできません。
 - 会議場内の飲食や喫煙はできません。
- 感染対策に身だしなみ
 - マスク着用を推奨し、帽子やコート、入り替きの服装は控えてください。

1. 議会を傍聴しようとする方は、名簿に記載願います
2. 傍聴席では、帽子、コート、マフラー等はお脱ぎ下さい
3. 傍聴者は、議場に入ることはできません
4. 傍聴席での飲食、喫煙、私語、拍手等は禁じられています
5. 議場での言論に対して、公然と可否を表明したり、談論やその他騒ぎ立てたりしないでください
6. 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするとともに、議会中は操作しないようにして下さい
7. 議会の撮影、録音等は許可を得た場合以外は行わないで下さい
8. その他、議会の妨害等となる場合は、退場を命じます
9. 会議中の入退場はお静かに願います
10. 傍聴人はすべて議長または、係員の指示に従ってください

今月の表紙

総務省消防庁より 消防車両無償貸与

防災力の強化へ

令和8年3月13日に消防庁より北塩原村消防団へ消防ポンプ車が無償貸付され、引渡式が行われました。

これは近年、地震や局地的な豪雨などによる災害が各地で頻発しており、大規模災害に備え救助活動等の充実強化を図るために消防庁が毎年、救急用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付を行っているもので、今回北塩原村第一分団の消防ポンプ車の更新として、無償貸し付けされることとなりました。



編集責任者

議長 五十嵐善清

編集委員

委員長 遠藤 康幸
副委員長 伊藤 敏英
委員 柏谷 孝雄
委員 鈴木 安奈

編集後記

桜前線が村内をゆっくり進み新緑の季節を迎えようとしている今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、令和6年度に整備しました議会映像のインターネット配信も多くの皆様にご利用いただいております。

議会広報誌も、今後より一層皆様に親しまれ、ご愛読いただけますよう精進してまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。

委員一同

◆「村民の声」休止のお知らせ

今号は誌面構成の都合上、「村民の声」コーナーをお休みいたします。ご理解のほどよろしくお願いたします。